

3  
總務 79 號  
18 2 2

大日本帝國政府

滿總第二八五號

昭和十八年一月二十九日

決 行

次官

總務課長

厚生大臣官房文書課長

事務官

企画班長

殿



大東亞省滿洲事務局總務課長

滿洲國基本國策大綱ニ關スル件

各年十二月七日滿洲國臨時國務院會議ニ於テ決定ヲ見タル滿洲國基本國策大綱御參考迄別冊送付ス

裏面白紙

裏面白紙

普通第一一三號

昭和十七年十二月十一日

在 特命全權大使 梅津 美治郎

大東亞大臣 青木 一男 殿

南洋國奉本國策大綱ニ關スル件

本件ニ關シテハ本年四月以來武部總務長官ヲ中心ニ數十回ニ亙リ  
慎重審議ヲ進メタル結果最近ニ至リ基本國策大綱ノ成案ヲ得本月  
七日ノ臨時國務院會議ニ上程シ正式決定ヲ見ルニ至リタルヲ以テ  
大東亞戰爭一週年記念日タル八月八日午後左記張國務總理大臣談話ト  
共ニ別紙ノ通り發表セリ  
大綱ハ建國以來十年間ノ政治・經濟・民生ノ全般ニ亙ル諸治績ヲ  
反省シ過去ノ建設ヲ基礎トシテ・大東亞戰下第二期建設ヲ目標ト

スル國家施策ノ基本大綱ヲ明確化シタルモノニシテ、全國民ヲ平  
キテ高度國防國家ノ確立ト聖戰完遂ニ邁進セントスル政府ノ所信  
ヲ闡明シタルモノニシテ施政ヘノ具現ハ緩急ノ度ニ應シ今後十年  
間ニ逐次實施スルコトトシ緊急ナルモノヨリ明年度ヨリ着手スル  
家定ナリ

記

張國勳總理大臣談

建國十周年ノ佳年ハ僅ニ慶祝行事ヲ以テ終始スヘキニ非ス、應  
ニ此ノ年ヲ以テ起點トナシ以テ國運ノ偉大ナル發展ヲ謀ルヘシ  
政府ハ此ニ鑒ミル所アリ、乃チ詳ニ過去十年ノ沿革ニ反省ヲ加  
ヘ同時ニ將來ノ國力飛躍發展ノ方途ヲ策謀シ既往ニ拘泥セス、  
新精神ノ下ニ在リテ建國精神ノ體制顯現ヲ盡備シ、夙ニ眞直熱  
誠スル所アリ、基本國家ノ獨立ニ關シ今尙成案ヲ得タリ、爰ニ  
之ヲ公表ス、蓋シ廣ク中外ニ同ヒテ今後ノ我國國政ノ基本道路  
及我政府ノ新政遂行ノ確乎タル決心ヲ闡明セリ、而シテ基本國

裏面白紙

特ノ實行ハ空面ノ筆跡トシテ大野軍師全完遂ヘノ歴史的貢獻ト  
ナリ其ノ結果ノ日韓ヲ我國永遠ノ繁榮トナス  
國民ハ天下ノ重天稱言ヲ認識シ東西共榮ノ基礎確立ノ旨ニ應  
奉公ノ勤ヲ勉メ時局突發ニ專心精進センコト之切望シテ已マサ  
ル折ナリ

五信親侯付先 外務大臣・北原・南京

裏面白紙

考 德 洲 越 八 通 國 以 來 茲 二 本 年 可 以 正 二 十 年 之 議 可 謂 也 里 一  
德 皇 之 隆 昌 德 皇 之 隆 昌 一 二 帝 德 之 下 民 族 相 協 和 シ 官 民 戮 力 以 テ  
諸 事 之 成 身 之 結 果 二 外 ナ ラ ス ト 雖 亦 悉 ク 親 邦 日 本 ノ 仗 護 二 倚  
ヲ サ ル ハ ナ シ 曼 々 モ 皇 帝 陛 下 義 二 建 國 神 廟 ヲ 建 テ 天 照 太  
神 ヲ 奉 祀 シ 皇 祖 神 ヲ 惟 神 ノ 道 二 奠 メ 親 邦 ノ 天 皇 ヲ 奉 養 ス ヘ キ ヲ 願  
民 二 養 ヒ 給 フ 洵 ニ 感 激 二 堪 ヘ ス  
蓋 テ 帝 皇 ヲ 承 ケ 臨 人 ヲ 導 ケ 德 力 ヲ 盡 シ テ 聖 戰 宗 勝 ヲ 圖 ル ヘ ク 庶  
務 亦 此 ノ 一 點 二 兼 中 指 向 ス ル ノ 要 ア ル ト 共 ニ 他 面 德 力 ノ 根 本 ヲ  
培 養 シ 國 勢 ノ 創 期 的 昂 揚 ヲ 期 ス ヘ キ 將 來 ノ 大 計 ヲ 企 畫 ス ル ハ 蓋 シ  
刻 下 最 モ 緊 要 ト ス ル ト コ ロ ナ リ 茲 ニ 時 勢 ノ 變 遷 二 即 應 シ 十 年 ノ  
治 導 二 條 々 新 ナ ル 權 限 ノ 下 憲 政 ノ 更 始 一 新 ヲ 期 シ 今 後 國 勢 ノ 變  
フ ヘ キ ト コ ロ 明 ニ シ 依 テ 以 テ 官 民 相 俟 二 恪 守 ス ヘ キ 道 ヲ 開 示  
ス ル 所 以 ナ リ  
而 シ テ 以 下 開 示 ス ル ト コ ロ 人 概 々 今 後 十 年 間 二 於 ケ ル 憲 政 方 策 ノ

裏面白紙

不測ニシテ緩急其ノ要ニ應シ之ヲ實施セントスルモ、特ニ現下  
非常ノ時局ニ照應シ先ツ以テ北極海運ニ備フルト共ニ大東亞戰  
争宗遂ニ總力ヲ結集セントス從テ國民生活ニ於テ一時ノ隱忍ハ  
克ク耐ユルトコロナカルヘカラス

國民ハ宜シク政府ノ意圖スルトコロヲ認シ各々決意ヲ鞏固ニシ  
國政運営ニ積極的貢獻ヲ致サンコトヲ切ニ冀望スル次第ナル

第一章 根本方針

施政ノ方針ハ左ノ三ヲ以テ其ノ根本ト爲ス

- 一、國體ノ本義ヲ顯揚シ國家觀念ヲ涵養シ民族協和以テ國家的  
團結力ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期ス
- 二、日滿共同防衛ノ本義ニ則リ國防國家體制ヲ確立スルト共ニ  
國力ヲ大東亞戰爭宗遂ニ結集シ進ンテ大東亞共榮圈必成ニ  
容與センコトヲ期ス
- 三、文藝ヲ振興シ産業ノ創期的發展ヲ圖ルル共ニ勤勞興國ノ民  
風ヲ作興シ以テ民生ヲ向上シ國力ヲ培養充實センコトヲ期ス

裏面白紙

第二章 政治綱要

我力ナル國防國家體制ノ確立ヲ期シ政府協和會一帯トナリ政治  
力ノ昂揚、施策滲透ノ徹底ヲ圖ルモノトス

第一 國防ノ本義顯揚

我國憲ハ惟神ノ道ニ淵源シ日本ト永遠ニ亘リ一軌不離ノ道  
ノ關係ニ在ルヲ以テ本義トス、此ノ確固不動ノ國體ノ本義  
ヲ中外ニ顯揚シ施政萬般ノ基本タラシムルモノトス

第二 國防體制ノ整備

日本共同防衛ノ本義ニ照リ我々陸海空軍ニ即應シ益々防衛力  
ト防共ノ國防國家體制ヲ整備シ併せて治安ノ確保ヲ期スル  
モノトス

第三 民族協和ノ具現

國體ノ本義ニ即シテ各民族ノ特質ヲ陶冶伸張シ國家目的ニ  
從ヒ協和協公ノ見地ニ基キ各民族ヲシテ各々其ノ所ヲ得セ

裏面白紙

第四 外政ノ神髓

シメツツ融和團結ヲ圖ルモノトス  
大東亞共榮圈各域特ニ大陸陸接諸地域トノ連繫ヲ緊密ニシ  
協力一致以テ大東亞戰爭ノ完勝ト東亞新秩序ノ必取トヲ期シ  
爾々益々同志諸國家トノ國交ヲ敦クシテ世界新秩序ノ建設ニ  
貢獻スルモノトス

第五 新政ノ刷新

凡ユル施設實行ノ成否カ懸ツテ行政運営ノ成否、國民ノ信倚  
如何ニ存スルトナリ爾等遂行ノ緊要性トニ鑑ミ、行政運営  
如ニ官吏制度ニ刷新ヲ加ヘ以テ中央地方一體トナリ責任政治  
ノ確立及國策ノ的確ナル遂行ヲ期スルモノトス  
一、行政機構ヲ改革スルト共ニ中央地方ヲ流シ各段階ニ於ケル  
指導統制力ヲ強化シ其ノ過程ヲ一層緊密ナラシメ行政ノ系  
統一化ヲ期シ以テ總務廳中心主義ノ徹底強化ヲ圖ルモノ  
トス



裏面白紙

三 行政運営方式ヲ改善シ行政事務ノ簡捷効率化ヲ期スルト共  
 二 特殊行政及特殊施設ノ機能ヲ活性化用シ国民渾然一體ノ  
 協力體制ヲ確立スルモノトス  
 三 官吏制度ノ善化、責任感ノ發揚、勤怠肅正、信實必罰ノ徹  
 底ヲ圖リ並ニ待遇ノ改善ヲ行ヒ以テ其ノ奮發ノ向上ヲ期  
 シ官界ノ氣風ヲ作興一新スルモノトス  
 四 地方行政機能ヲ整備強化スルト共ニ確保組織、農工商  
 業遂行基礎組織ノ指導育成ヲ圖リ且之カ日興の基ヲ固  
 スルモノトス  
 五 警察ヲ刷新且警備治安ノ維持ヲ期スルト共ニ行警一致ヲ以  
 テ行政ノ實効確保ヲ圖ルモノトス  
 六 行政機構ノ實効ヲ明確ナラシメ政策ノ樹立及其ノ實行ノ公  
 正的確ヲ期スル爲メ調査機能ヲ強化スルト共ニ特ニ人権及  
 婦人保護ナル任務ヲ圖ルモノトス  
 七 財政ハ重懸且積極方針ヲ採ルト共ニ租税ハ國民ノ國家ニ

裏面白紙

スル奉公作用トシテ其ノ地位ヲ強化スルモノトス

第三章 民生

工務ノ振興ヲ圖リ國民ノ幸福ヲ増進スルト共ニ文化ノ進展、厚生ノ伸張ニ努メ國民皆參與ノ美風ヲ作興シ以テ國民ノ資質向上、國家的團結力ノ強化ヲ圖リ併セテ民生ノ長善ヲ期スルモノトス

第一 國民ノ養成

青少年ノ教育及養成ニ最重點ヲ置キ國家觀念ヲ涵養シ健全國民タル新國民ノ養成ニ努ムルト共ニ廣ク一般ニ職業訓練ヲ徹底化スルモノトス

一 教育ノ振興

(一) 學校教育

- (イ) 初等教育ニ重點ヲ置キ其ノ振興充實ニ努ムルモノトス
- (ロ) 中等及下等教育ハ實業教育ヲ主眼トシ大學ニ付テハ其ニ兵ノ内容ノ充實ニ努ムルモノトス
- (ハ) 師範教育ヲ刷新充實スルト共ニ教育機能ノ強化ヲ圖ル

裏面白紙

モノトス

(二) 勤業者ノ養成、素質向上及待遇改善ヲ圖ルト共ニ教育

者尊重ノ氣風ヲ作興スルモノトス

(三) 職業教育ト各種試験所研究機關及工場講堂等ヲ

ヲ整備ナラシムルモノトス

四 社會教育

(一) 社會教育施設ノ整備充實ヲ圖ルト共ニ識字運動ヲ積極

的ニ行フモノトス

(二) 國民運動ノ指導並ニ施設ノ整備ヲ圖ルモノトス

(三) 各種宗敎ノ普及に關シテは國家目的ニ即應セシ

ムル如ク之ヲ指導スルモノトス

五 青少年ノ育成

中堅國民ノ育成ヲ目的トシ勤勞奉公制度ヲ創設スルト共ニ

青少年組織ヲ遍シ兵ノ養成ヲ強化スルモノトス

尙青年日興運動ノ健全ナル發展ヲ圖ルモノトス

裏面白紙

三、職業

一、一般行政ノ外、専ニ責任觀念ノ涵養、職業奉公觀ノ養成、能  
國會議員ニ主眼ヲ置キ、官公吏、特殊官吏、其他一般官吏、  
員ノ日常業務ヲ修シテノ餘暇、職業ニ専スルモノトス

四、女子ノ教育

一、女子青年團等ヲ設シ、婦徳ノ涵養、品位ノ向上ニ  
努メシムルト共ニ、職業系婦女ニ付テハ、勤業並ニ衛生思  
慮ノ普及ヲ期スルモノトス

五、厚生ノ促進

一、労働者ノ生活環境ノ創設ニ努メ、以テ  
國民健康ノ基ヲ固メ、衛生ノ普及ヲ期スルモノトス

六、教育ノ普及

一、職業訓練ニ關スル方策ヲ進行シテ、「ベスト」及「結核」  
ノ研究、職業訓練ノ普及ヲ期スルモノトス  
一、職業訓練ノ普及ヲ期スルモノトス  
一、職業訓練ノ普及ヲ期スルモノトス

ルモノトス

二生活改善

一住宅ノ改善ヲ圖ルト夫ニ住宅ノ計畫的増設ヲ圖ルモノトス

二被服ノ取替ニ適シテ生活ノ普及ニ努ムルト共ニ衣食住其他民生ニ關スル科學的研究ヲ促進スルモノトス

三體力増強

一健康的肉體維持、武進及運動時接ノ獎勵ヲ積極化スルモノトス

二阿片ニ對シテハ一層其ノ實行ヲ嚴クルコトニ努ムルモノトス

第三、勸告與履行ノ實踐

國民皆學ノ等間ヲ確立シテ其ノ自給自足ヲ確保スルモノト共ニ

ニ労働生産性ノ向上、労働管理ノ改善ヲ圖リ以テ我國土建  
設及産業開發ノ飛躍的成長ニ備フルモノトス

一、國民省労働制ノ確立

労働尊重ノ氣風ヲ作興シ労働奉公制ヲ實施スルト共ニ都  
市浮遊労働力並ニ女子労働力ノ活用等ヲ併セ行ヒ以テ國  
民省労働制ヲ確立スルモノトス

二、労働體制ノ強化

（一）労働配置ニ付テハ事業別配置統制ヲ強化スルト共ニ民  
族別及性別適正配置ヲ考慮スルモノトス、尙男子商業  
使用人數ヲ制限スル方策ヲ講スルモノトス

（二）労賃ノ昂騰防止及労働者移働防止ヲ強化徹底スルモノ  
トス

（三）夜能者ノ登錄ヲ整備シ其ノ勤怠體制ヲ確立スルモノト  
ス

三、労働生産性ノ向上

裏面白紙

- （一）生産方法ノ機械化ヲ徹底セシムルモノトス
  - （二）労働者ノ技術的訓練ヲ強化スルト共ニ技術ノ改良及優秀技術ノ導入ヲ積極化スルモノトス
  - （三）能率増進ヲ圖ル爲メ技能競練ヲ積極化スルト共ニ國家的褒賞ノ方途ヲ講スルモノトス
- 又技術者ノ養成
- 普通技術者及技術工ノ養成ニ付テハ企業體ラシテ積極的ニ之ヲ行ハシムルモノトス、尙之ヲ國家教育制度トノ密接ナル結合ニ付特別ナル考慮ヲ拂フモノトス
- 其労働管理ノ改善
- （一）生産的労働ノ公共性ニ照應シテ労働物資ノ確保ヲ圖ルモノトス
  - （二）災害防止ノ徹底ヲ期スルト共ニ保健、衛生、福祉施設ノ整備充實ヲ圖ルモノトス

裏面白紙

第四章 經濟綱要

我國ノ東亞共榮圈内ニ於テ占ムル地位及兵ノ使命ニ鑑ミ日本ト  
ノ協同的經濟關係ヲ基調トシテ陸海ノ國防的開發ニ依ル國防經濟  
體制ノ完成ヲ期スルモノトシ特ニ元々基礎的産業ノ開發並ニ交  
通網ノ擴充ニ重注ヲ措クスルモノトス

第一 統制方式

- 一 經濟ノ機軸ハ國防經濟體制ノ完成ヲ自達トシ計畫的統制體  
制ノ原則ヲ以テ之ヲ貫徹スルモノトス
- 二 特殊會社ハ特ニ企業ニ對スル國家ノ參畫力高度ニ與請セ  
ラルル事業ニノミ限定スルモノトス
- 三 一業一社主義ハ企業ノ本質上必知已ムヲ得サルモノヲ除  
キ之ヲ採ラサルモノトス
- 四 統制ニ對スル官民ノ協力體制ニテ特殊會社及統制團體  
ノ機能ヲ刷新強化シ行政運営上之カ管理的活用ヲ圖ルモノ  
トス



裏面白紙

一 企業税制ニ付テハ採算上ノ維持、経営ノ台理化、高  
 率企業ノ優遇等企業税制ノ昂揚ヲ併セ考慮スルモノトス  
 二 税制ノ于段々境界ニ付テハ税制ノ効率昂揚ヲ王眼トシ  
 三 対象ノ諸性質ニ適應シ収束的且月性アル構想ヲ加フ  
 四 ルモノトス、同税制ノ万法ニ付テハ地域的又ハ職能的  
 五 集團ノ利用ヲ考慮シ特ニ其ノ目途作用ヲ切長セシムル  
 六 七ノトス  
 六 税制ニ付テハ其ノ増大ニ備セズ其ノ向上ニ付特別ノ  
 七 處置ヲ講スルモノトス

第二、農 業

一 農村復興ニ施策ノ準備ヲ宿向スルト共ニ増産ヲ徹底シ以テ  
 二 目標目足ノ確立及び支兩側ニ對スル食糧並ニ肥料農産物ノ  
 三 供給基地タルノ使而元遂テ期スルモノトス開拓政策ニ付テ  
 四 ハ既定方針ニ基キ之ヲ推進スルモノトス  
 五 一 農業施策ノ遂行ニ當リ科学的計畫性ヲ徹底セシムルモノ  
 六 トス

裏面白紙

- 二、農業ノ施策ハ先ツ目興村ニ集中シテ之ヲ通シテ其ノ普及滲透ヲ期スルモノトス
- 三、農業技術指導網ノ擴充特ニ第一線滿系技術指導員ノ養成ヲ圖ルモノトス
- 四、農業經營ノ深武ハ遂次畜力及機械力使用其他新農法披露ニ發展到達セシムルモノトシ特ニ日本開拓民ニ付テハ其ノ農法改善ニ依リ滿洲農法ノ對路ヲ具現セシムルモノトス
- 五、小作制度ノ改善其他耕作安定ニ關スル方途ヲ講スルモノトス
- 六、未耕地ノ開拓ハ計畫的ニ日本開拓民及國內移民ヲシテ之ヲ遂行セシムルモノトス
- 七、治水利水事業ヲ促進シ耕地ノ發達の途成ヲ圖ルモノトス
- 八、農産物ノ蒐荷ハ國內外ノ要請ニ即應シ需要ノ充足ヲ圖ル爲一層徹底ヲ期スルト共ニ其ノ方法ニ付テハ更ニ檢討ヲ

加へ改善合理化ニ努ムルモノトス

凡興農台作社ハ之ヲ村単位ニ於ケル農業關係ノ中心體トシ

テ育成シ生産指導ニ力ヲ注カシムルト共ニ其ノ共同事

業的及金融的機能ノ助長強化ヲ圖ルモノトス

大農業開發及農業金融ノ圓滑ヲ行ハシメ農林金融機關ノ

設立ヲ考慮スルモノトス

十一、農事試験機關ヲ強化スルト共ニ其ノ活動ヲ適切ニ政策

ト照應スル如ク運営セシムルモノトス

十二、特用農産物ニ付テハ面積擴張ニシテ生産ヲ求メテ主

シテ夜雨改善ニ依ル増収ヲ期スルモノトス

第三、林業、畜産業及水産業

一、林業ニ付テハ森林資源ノ立地的造成ヲ主眼ヲ置キ造林ノ

普及徹底ヲ圖リ官行造林ノ外特に民間ニ於ケル造林ノ積

極的且全面的奨励ヲ行フモノトス

二、畜産ニ付テハ飼養ノ徹底ヲ圖ルト共ニ農業経営ノ改良ヲ

策トシテ家畜ノ積極的増殖ニ改良ヲ推進スルモノトシ併  
 テ飼料對策ノ確立ヲ期スルモノトス、馬産ニ付テハ既定計  
 畫ノ遂行ヲ期スルモノトス  
 三、水産ニ付テハ目標充足ノ確立ヲ目標トシテ特ニ國內淡水漁  
 業ノ開發利用並増殖ニ主刀ヲ注クモノトス

第四 鐵工業

一、重工業部門

(一) 重工業ノ劃期的開發ヲ圖ルモノトシ先ツ尋ラ鐵礦、電力  
 石炭、輕並燐灰并鐵並礫ノ開發ニ最重點ヲ置キ産業ノ發  
 來ニ於ケル飛躍的發展ノ基礎確立ト戰時必需物資ノ  
 充足ノ資材達成トヲ期スルト共ニ逐次化學工業、機械工  
 業其他元成物工業ノ確立ニ移行スルモノトス  
 イ、鐵礦業 東亞共榮圈ノ確立上妥請セララルル鐵礦ノ大  
 増産ハ其ノ主要部分ヲ我國資源ノ開發ニ依存セララル  
 カラサル必然的事實ニ基キ鐵鋼業ノ飛躍的開發ヲ具現

裏面白紙

スルト共ニ特ニ差富リ鐵鋼ノ即效的繁急増産ヲ徹底シ

現有設備能力ノ最高率發揮ニ努ムルモノトス

ノ、鐵鋼業ノ経営形態ハ貧弱處理ニ依ル鑛石法先

頁作業ヲ基本トシ遂次特殊鋼業及副産物利用高

率工業ヲ加フル綜合的經營形態ニ進展モシムルヤ

トス

ノ、特殊鋼ニ付テハ兵ノ適地性ニ基キ之カ増強ヲ期

ルト共ニ研セテ「セリブデン」、「ヴァナヂウム」等

ノ積極的開發ヲ促進スルモノトス

ロ、電 力

電氣化学工業ノ躍進的モ度ヲ目標トシ先行的ニ水力電

源ノ計画的開發ヲ行フモノトス

ハ、石 炭

ノ、自給自足ノ確立ヲ以テ鋼業ノ開發ニ阻害セル諸結

核ノ自給自足並ニ炭質ノ向上ヲ圖ル爲既開發及未開

裏面白紙

渡ノ優良炭田ノ積極的開發ヲ行フモノトス

②、社志炭炭田ハ漸次之ヲ整理縮少セシムルト共ニ雜小

炭礦ニ付テハ兵ノ統制ヲ強化スルモノトス

③、炭礦開發ニ付テハ全面的ニ兵ノ機械化ヲ促進徹底セ

シムルモノトス

④、炭質向上ノ爲各種選炭施設ノ擴充ヲ強制スルト共ニ

炭質ニ悉ク合理的價給是ノ設定兵ノ他炭質向上ノ諸方

策ヲ講スルモノトス

⑤、原料炭ニ付テハ特ニ炭質及品質ノ固定ニ付配給上給

別ノ工夫ヲ爲スモノトス

ニ、輕並屬

「アルミニウム」ニ付テハ礬土頁岩法ニ依ル生産ヲ基本

トシ必兵ニ應シ「ボーキサイト」法ニ依ル生産ヲ併セ逐

行スルモノトス

ホ、非鐵並屬

裏面白紙

鉛及亜鉛ノ濃縮の増産ヲ圖ルト共ニ貯ニ銅ノ産出ナル所  
發ヲ推進スルモノトス

□軍工業部門ニ付テハ石ノ外貯ニ左ノ諸項ニ付考慮ヲ拂フ  
モノトス

イ、兵器工業ハ國防上ノ要諦ニ即應シ之カ充實ヲ圖リ且  
兵ノ一収産業トシテ給付ヲ勤業スルト共ニ戦時ニ於ケル  
一収産業ノ兵器工業ヘノ轉換ヲ研セ考慮シ直クモノト  
ス

ロ、機械工業ハ鞍山鐵廠、製鐵機械、電機機械及炭素  
廠ヲ中心ニ逐次兵ノ自給設備ヲ確立スルモノトス

ハ、軍需工業ハ自給設備ヲ確立スルノ外更ニ不足ノ需  
充足ヲ日進トスルモノトス

ニ、化学工業ハ電機化学系統ヲ中核トシ其他化学工業系  
統トノ有機的協調ニ於テ最大ノ助成ヲ推進スルモノ  
トス

裏面白紙

ホ、製造ニ付テハ毎日供給ノ確保及化學工業ノ發展ニ即  
應シ具ノ増産ヲ圖ルモノトス

三、軍工業製品ニ付テハ特ニ毎日供給ヲ確保スルノ外大陸隣  
接地區ニ到スル供給地タルノ實ヲ要クルト共ニ其ノ原料  
資源ニ付テハ自給原料ノ外更ニ積極的ニ共榮國內資源ノ  
利用ヲモ併セ考慮スルモノトス

四、軍工業ノ進歩的設備ニ即應シ左ノ施策ヲ講スルモノトス  
イ、工業立地ノ具體的決定及之カ整備ヲ先行セシムルモノ  
トス

ロ、現行設備係ニ付資源ノ利用設備的視點ヨリ根本的改  
正ヲ加フルモノトス  
ハ、官民以兩者ヲ補助員シ賦存資源ノ 畫的綜合的調査  
ヲ徹底的ニ遂行スルモノトス

二、輕工業部門

國內原料ニ依ル加工工業ヲ振興スルト共ニ併セテ需要ノ調



整ヲ行ヒ可及的ニ主要消費物資ノ供給目足ヲ確保スルモノトス  
輕工業ノ成長ニ當リテハ特ニ國內資本ノ活用ヲ圖ルモノトス

第五記 給

配給統制ハ經濟活動ノ増進及公正價格ノ確保ヲ目途トシ國家目的ニ照應セル軍需形成ヲ爲スト共ニ兵ノ于以テハ總力之ヲ簡易化スルモノトス  
一、物資配給ノ基調ハ商業利潤ノ追求ヨリ國家的ニ即應スル配給義務ノ遂行ニ之ヲ轉換セシムルモノトス  
二、軍需物資ノ配給ハ現行方式ニ依リ既存一元的配給機關ヲシテ補助計畫ニ即應シ之ヲ行ハシムルヲ原則トス  
三、統制配給ハ建設資材、原料資材及兵ノ他資材別ニ各々兵ノ用途的特性ニ適應セシメ特ニ軍需補助物資ニ付テハ切實

裏面白紙

、綜合的效率發揮ニ遺憾ナカラシムル如ク配給方法ノ改善ニ  
格段ノ考慮ヲ拂フモノトス

一、放消費物資ノ配給統制ハ民生ナル生活必需物資ニ重シク  
直キ實施スルト共ニ兵ノ配給實施ニ行特ニ國家的見地ニ基  
ク考慮ヲ加フルモノトス

二、物資配給實施ハ原則トシテ許可制トスルト共ニ配給段階ノ  
整理減少ヲ強行スルモノトス

六、配給利潤ヲ統制シ之ヲ公定口減化スルト共ニ併せて配給業  
ノ區域的配分ノ適正ヲ期シ且配給業者へノ割當基準ヲ能率  
主義ニ改メ兵ノ正當ナル消費性ノ昂揚ヲ促進スルモノトス  
ニ農村ニ於ケル配給設備ニ行テハ台作社ノ整備ニ即應シ其ノ  
機能活用ヲ圖ルモノトス

第六 債 償

民生ノ増進及経済生活ノ安定ヲ確保スル爲、債償政策ハ本國  
債主義ヲ堅持シ債償ハ極力低位ニ之ヲ安定セシムルト共ニ國

裏面白紙

彖的見地ニ基キ物價相互間ノ諸調均等ヲ得セシムル如ク所  
ノ調整ヲ期フルモノトス

一、物價統制ノ基調ヲ生産原價ノ低減ニ置キ特ニ労賃昂騰ノ妨  
止ニ努メ併セテ流通過益ニ於ケル生産費及利潤ノ適正化ヲ圖  
ルモノトス

二、物資ノ生産原價ニ付テハ兵ノ低減及ニ確保ニ付左ノ方策ヲ  
講スルモノトス  
（一）原價低減ノ基調ヲ確立スル為ニ一原價計算制度ヲ創設ス  
ルモノトス

（二）原價ノ低減ニ付テハ特ニ能率ノ増進及ニ生産費ノ節減等  
官ノ合理化ニ算入シテ進クモノトス

（三）運送費ノ低減ヲ圖ル為ニ運送統制ヲ強化スルモノトス  
（四）日給除物資ノ原價ニ付テハ合理的比較基準ニ於テ本  
ノ賃金水準ト同一ナラシムルカ如ク考慮スルモノトス

（五）原價低下ニ於テ企業ノ自主的措置ヲ進ユル分野ニ付テハ

裏面白紙

行政的處置ヲ施スノ外特ニ在官中貯蓄金制度ヲ活用スル  
 モノトス  
 尙價格補償ノ爲ノ財政的處置ハ原則トシテ之ヲ行ハサル  
 モノトス  
 三、配給機關ノ收買價格ハ適正原價主義ニ依リ企業別複數價格  
 ヲ認ムルモ複數價格ニ付テハ「ブール」平準制ヲ原則トス  
 ルモノトス  
 四、特定生産物資又ハ主要消費物資ノ販賣價格ニ付テハ國家的  
 見地ニ基キ複數價格制ヲ採用スルコトアルモノトス  
 五、物價ノ統制ニ當リテハ質及量ノ低減ニ依ル真實價格ノ昂騰  
 防止ニ付特別ノ對策ヲ講スルモノトス

第七 金融

一、圓元等債ヲ發行シテ資金ニ充テシメ之ヲ支拂スルモノトス  
 二、國內資金ノ生産部門ヘノ動員及配分ヲ徹底スルト共ニ設備  
 及消費部門ヘノ適量投資ヲ抑制シテ浮動資金力ノ吸收ヲ圖ル

裏面白紙

七ノトス

三、銀行消化及貯蓄奨励ノ積極化万策ヲ講スルモノトス  
四、証券市場及國內金融機関ヲ育成整備スルト共ニ土着資本ノ  
活用ヲ圖ルモノトス  
五、中央銀行制度ニ改善ヲ加ヘ其ノ國家的機能ヲ強化スルモノ  
トス

第八 貿易

一、通商手続及通関手続ノ簡便化ノ先務ヲ圖ルト共ニ兵ノ他共乘國內各地  
に及ビ通商手続ノ簡便化ヲ併セ振興スルモノトス

第九 交通

一、各種交通施設ノ有機的連絡アル整備徹底ヲ行ヒ輸送力ノ極大  
的増強ト計畫輸送ノ軍用化トヲ期スルモノトス

一〇 鐵道

一、鐵道ノ建設ハ國防上ニ重要ノ地位ヲ占メテシテ之ヲ行フ

裏面白紙

モノトシ同私鐵、專用鐵道ノ敷設ニ付テモ之カ速ニ行ハ  
スモノトス

二 道路

國防産業及開發ニ必要ナル道路ニ付テハ積極的ニ之ヲ新  
設スルト共ニ既設道路ニ付テハ兵ノ維持補修ニ努ムルモ  
ノトス  
尚全國土ニ互リ逐次自動車用幹線道路網ノ完成ヲ期スル  
モノトス

三 小運送

小運送施設ノ増強ヲ圖ルト共ニ兵ノ統制ヲ強化スルモノ  
トス

四 水運

(一) 港湾

(1) 國土計畫及交易計畫ニ即應シ港湾ノ積極的整備擴充ヲ  
行フモノトス

裏面白紙

(一) 海運ハ急盛リ到白支航路ノ元莫ニ重荷ヲ置キ可及的迄  
ニ外洋航路ニ付テモ其ノ發展ヲ期スルト共ニ併セテ道  
船施設ノ擴充ヲ為スモノトス

(二) 河川及運河  
可航河川航路ノ整備充實ヲ圖ルト共ニ兩端工業地帯ニ於  
ケル陸路運河ノ建設ヲ考慮スルモノトス

三、航 空  
國內及到白支各地間航路ノ擴充強化ヲ圖ルト共ニ特ニ  
内飛行場、氣象、通信等航空機及施設ノ整備ヲ期スルモノ  
トス

第四、通 信  
國防上ニ陸路ノ建設ヲ主眼トシ通信施設ノ整備充實ヲ圖ル  
モノトス

第五、水  
治水事業ハ治水ノ河川ノ效率的利用ヲ目的トシ綜合的計畫

裏面白紙

ノ下ニ積極的ニ之ヲ推進シ特ニ先ツ遠河水系ニ其ノ重注ヲ盡クモノトス

第十二部 邑計畫

立地計畫ニ基キ適正規模ニ依ル邑計畫ノ確立ヲ期スルト共ニ既存大都市ニ於テハ人口ノ過剩集中ヲ抑制シ且其ノ疎散ヲ行フモノトス

第十三部 科学技術

一、科学技術ノ振興ヲ圖ルト共ニ其ノ國家性ニ即應シ科学技術ノ綜合的統制及勤貞證測ヲ確立スルモノトス  
二、廣ク科学技術振興ノ精神ヲ昂揚スルト共ニ併セテ科学技術振興ノ氣風ヲ作興スルモノトス  
三、科学技術各領域充機關ノ整備擴充ヲ圖リ特ニ技術士ニ對シテ其ノ養成ヲ期スルモノトス



其現行特許發明制度ニ付發明ノ獎勵及之カ利用促進的観點ヨ  
リ根本的檢討ヲ加フルモノトス

裏面白紙